平成２８年（フ）第３６号
岡山県真庭市鍋屋42番地１
債務者　脇山　光子
１　決定年月日時　平成28年６月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第３４号
香川県綾歌郡宇多津町350番地24（京都東山406―53）
債務者　森　　香文（旧姓福家）
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後１時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第３７号
香川県坂出市旭町３丁目５番35号レオネクストグロワール106号
債務者　伊東　美香
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第３３３号
千葉県市原市東国分寺台１丁目１番地３　キャッスルミヤハラ202
債務者　田中登代子
１　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３３５号
千葉県市川市堀之内３丁目15番21号
債務者　新垣　直樹
１　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３３６号
千葉県市川市堀之内３丁目15番21号
債務者　新垣　弘美
１　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３５２号
千葉市中央区千葉寺町51番地２　メゾンコンフォース103号
債務者　下権谷将也
１　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３６２号
千葉県八千代市勝田台７丁目27番地２　フラットアベニュー102号
債務者　福田　信次
１　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３９０号
千葉県市川市南八幡３丁目７番16―205号（リンドール本八幡）
債務者　片岡　孝幸
１　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４４５号
千葉県船橋市栄町１丁目19番19号　前田道路内
債務者　松村千恵子
１　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５０４号
千葉県船橋市高根台５丁目１番282棟307号
債務者　三枝　芳一
１　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５４０号
千葉県松戸市高塚新田128番地の２　高塚団地１街区５棟504号室、申立時の住所千葉県市川市菅野５丁目１番10号（ソシアコート202号）
債務者　宮崎　秀美
１　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９３号
福岡県久留米市合川町1198番地２　佐々木ハイツ105号
債務者　原　　隆盛
１　決定年月日時　平成28年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１０５号
長崎県長崎市本河内１丁目11番37号
債務者　牧野　英一
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
長崎県長崎市本原町２番25―208号
債務者　力武　竜平
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７号
沖縄県宮古島市平良字西里945番地10　M.ＣＬＯＶＥＲⅡ　Ｃ―２
債務者　照屋　　巌
１　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２８年（フ）第１７号
仙台市太白区秋保町長袋字大原57番地の３
債務者　鈴木てい子
１　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係